

横浜市市民協働条例の3年ごとの施行状況の検討について

1 趣旨

「横浜市市民協働条例」は、市民協働に関する基本的事項を定めることにより、市民等が自ら広く公共的又は公益的な活動に参画することを促進し、もって自主的・自律的な市民社会の形成に資することを目的として、平成 25 年 4 月 1 日に施行されました。

条例の附則には、「この条例の施行の日から起算して3年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。」とあるため、このたび、この附則に基づき施行から3年が経過した平成 28 年度に、条例の施行状況の検討を行い、平成 29 年 3 月の常任委員会に検討の結果を報告します。

2 検討の内容と進め方

「市民協働の推進」という観点から、条例が適切に運用されているかについて検証を行うものとします。具体的には、条例施行後3年間において、条例に基づく施策が着実に進められているか、制度等が適切に運用されているかなどについて、市民の皆様の御意見をお聴きしながら、実績をとりまとめます。その上で、課題や改善すべき点、新たな施策の推進等について、市民協働推進委員会の御意見をいただきながら、「条例の施行状況の検討報告書（仮称）」にまとめ、常任委員会に報告します。

その後、「条例の施行状況の検討報告書（仮称）」に基づき、また常任委員会での御意見を踏まえて、平成 29 年度から必要な対応を行います。

3 検討のスケジュール

27 年度	市民協働推進委員会において進め方について検討	市民協働推進委員会での検討
28 年 5 月～	協働に携わる市民等から広く意見を聴取するためのワーキングを開催	
8 月～9 月	協働に携わる市民等へのアンケート調査 ホームページにおける意見募集 等	
9 月～10 月	市民等との意見交換会「市民協働フォーラム（仮称）」	
11 月～2 月	課題、新たな施策等の整理・検討 「条例の施行状況の検討報告書（仮称）」の作成	
29 年 3 月	常任委員会への報告	
29 年度～	結果を踏まえた必要な対応を実施	

《参考》

横浜市市民協働条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、市民協働に関する基本的事項を定めることにより、市民等が自ら広く公共的又は公益的な活動に参画することを促進し、もって自主的・自律的な市民社会の形成に資することを目的とする。

（略）

（市民協働推進委員会）

第17条 市民協働の推進に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜
市市民協働推進委員会（以下「市民協働推進委員会」という。）を置く。

2 市民協働推進委員会は、市民協働の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べる
ことができる。

3 市民協働推進委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

（組織）

第18条 市民協働推進委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市民等

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（適用）

2 この条例は、この条例の施行の日以後に始める市民協働から適用し、同日前に現に行われて
いる市民協働については、なお従前の例による。

（見直し）

3 この条例の施行の日から起算して3年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、そ
の結果に基づいて見直しを行うものとする。